

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一

告 示

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

五

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

(二件)

(同)

六

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

六

○土地収用法に基づく収用の手続開始

(用 地 課)

六

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

七

監 査 委 員

○行政監査の意見に対する措置の公表

七

正 誤

○宮城県公報第二五五一号中

一〇

規 則

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則(昭和四十七年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「(様式第五号)」の下に「又はカード式始動票札(様式第五号の二)」を、「(様式第六号)」の下に「又はカード式始動票札交付申請書(様式第六号の二)」を加える。

第七条中「となつた始動票札」の下に「又はカード式始動票札」を、「(様式第七号)」の下に「又はカード式始動票札返納書(様式第七号の二)」を加える。

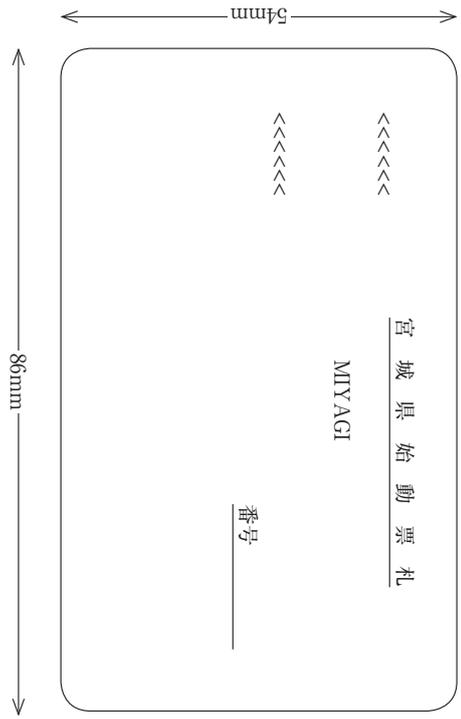
第八条中「始動票札返納書」の下に「又はカード式始動票札返納書」を、「により始動票札」の下に「又はカード式始動票札」を加える。

第九条中「表示された」を「表示され、又はカード式始動票札に登録された」に、「こえて」を「超えて」に、「表示金額」を「表示され、又は登録された金額」に改める。

第十一条第一項中「(様式第十号)」の下に「又はカード式始動票札受払簿(様式第十号の二)」を加える。

様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第5号の2 (第6条関係)



様式第六号の次に次の一様式を加える。

様式第6号の2 (第6条関係)

カード式始動票札交付申請書

年 月 日

事務所長 殿

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

印

下記のとおりカード式始動票札の交付を申請します。

区 分	前 回 までの 交付 金額	今 回 の 交付 申 請 額	交 付 金 額 累 計
収納計器 No.	円	円	円
備 考			

上記のとおり受領しました。

年 月 日

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

印

様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第7号の2 (第7条関係)

様式第十号の次に次の一様式を加える。

カード式始動票札返納書 事務所長 殿 年 月 日 証紙代金収納計器取扱者 住 所 名 称 代表者氏名 国					
下記のとおりカード式始動票札を返納します。					
区 分	交付金額累計 円	使用金額累計 円	残 金 額 円	返納するカード式始動票札	
				番号	残 金 額 円
収納計器 No.	円	円	円		
備 考					

様式第10号の2 (第11条関係)

カード式始動票札受払簿

第 号機

年 月 日	交 付 金 額	使 用 金 額	返 納 金 額	残 金 額	取 扱 責 任 者 印
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の規定は平成二十六年四月一日から適用する。

告 示

○宮城県告示第四百二十三号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月二十五日から施行する。

平成二十六年四月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表中

「 女川町区域
（宮城県漁業協同組合
の女川町支所の地区）

1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
3. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
4. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
5. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
6. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から5に掲げる漁業以外の漁業
7. 小型定置漁業

を

「 女川町区域
（宮城県漁業協同組合
の女川町支所の地区）

1. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
3. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
4. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
5. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業

に

二 起業者が収用及び使用の手續を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所
南三陸町役場（建設課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月二十五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市南宮字八幡七十番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市山王字千刈田三番地の六 齊藤 和智

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事及び宮城県公安委員会委員長から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成26年 4月25日

- | | | | | |
|---|--------------------------|---------|-----|-------|
| 1 | 監査委員から知事及び公安委員会委員長へ報告した日 | 宮城県監査委員 | 安 部 | 孝 孝 |
| | 平成26年 3月17日 | 宮城県監査委員 | ゆ さ | み ゆ き |
| 2 | 知事から通知の日 | 宮城県監査委員 | 遊 佐 | 勘左衛門 |
| | 平成26年 4月 8日 | 宮城県監査委員 | 工 藤 | 鏡 子 |
| 3 | 公安委員会委員長から通知の日 | | | |
| | 平成26年 4月 8日 | | | |
| 4 | 措置の内容 | | | |

平成25年度行政監査の意見に対する措置状況

(1) 「宮城県の地方機関の出納事務のあり方について」

監査委員の意見	措 置 状 況
<p>1 地方機関における出納事務の適正な執行について</p> <p>(1) 出納員の役割と責任について</p> <p>出納員は、県の公金支出の最終確認者として、責任の重さを十分認識した上で事務を執行する必要がある。このため出納局においては、これまで出納業務に関する研修等を行ってきたが、以下の2(1)及び2(2)とおり、今後さらに研修方法や研修内容等の充実を図る必要がある。併せて地方機関の出納員においては、知識習熟等の自己研鑽に取り組むとともに、出納局主催の研修等に積極的に参加することなどにより、出納事務に関する実務能力向上に努める必要がある。加えて出納員以外の会計職員等についても、今後に向けた資質育成等を図るため、各機関における出納員研修成果の職場内の共有化、職場内外における研修機会確保等に努める必要がある。</p>	<p>地方出納員については、毎年、新年度早々に新任及び新任現任合同研修会を開催し、県公金支出の最終確認者としての心構えを醸成している。また、他の会計職員等についても、各種研修会を実施している。今後、さらに研修方法や内容の充実等に向け検討を進めていく。</p>
<p>(2) 出納員の事務引継について</p> <p>地方機関における出納員の事務引継状況については、事務引継書による引継は行われているが、具体的な事務内容については概略的な引継に留まっており、事務引継書と関係書類や現金、通帳等の突合・確認等を行っていない状況も見られた。地方機関の出納員においては、職務の重要性を認識し、事務引継で不明な点が残らないよう確認に万全を期すとともに、現金や関係書類等との突合・確認など、事務引継の徹底を図る必要がある。</p>	<p>出納員を始めとする会計職員の事務引継については、「年度未及び出納整理期間における会計事務の取扱いいについて」などにより周知しているが、引継の際に現金や通帳等との突合・確認等が行われないことは問題であるため、今後、周知徹底を図りたい。</p>
<p>(3) 出納書類の</p> <p>出納書類の決裁・審査については、執行機関側の決裁と出納機関側</p>	<p>地方機関の内部におけるチェック体制の構築については、日頃か</p>

<p>決裁・審査等について</p>	<p>の審査を同時に行っているほか、至急時に同時決裁・審査を行っている等の状況も見られた。しかしこのような事務処理は本来不適切であり、ケアレスミスが発生しやすく、結果的に財務上の損害を与える原因になるものである。</p> <p>地方機関の出納員は、支出負担行為の確認、支出命令の審査、支出の執行等の出納機関責任者としての重要な役割を認識し、執行機関としての決裁終了後、執行機関とは別の視点に立って出納機関としての審査を行ううことを徹底すべきである。</p>	<p>ら複数の目でチェックすることを啓発しており、地方出納員についても執行機関と出納機関の役割を十分に認識して決裁・審査するよう指導してきている。今後ケアレスミスの未然防止に向けさらに周知徹底に努めていく。</p>
<p>2 出納事務に関する研修等について</p>	<p>(1) 研修及び相談の整備について</p> <p>出納局では現在、地方機関の出納員を対象にした研修、その他会計職員を対象にした研修等を実施しているが、次の②のとおり、より実効性のある研修内容、研修方法、研修時期等について検討し、研修の充実を図るべきである。</p> <p>併せて出納局では、出納員を含めた会計職員からの相談窓口を設置し、電話・メール等で会計事務に関する相談に随時対応しており、地方機関の出納員及び会計職員においては、適正な手続きによりケアレス等をなくすため、出納局の相談窓口の積極的活用に必要なある。</p> <p>加えて各機関においては、担当職員の間や悩みに対応するため、相談しやすい雰囲気づくりや解決に向けた具体的な検討、日頃からの関係情報共有等に努めるべきである。</p>	<p>地方出納員及び他の会計職員の研修については、役割の認識や知識の習得等を図るため、毎年、内容や方法等を検討し、実施している。今後も継続して内容等の充実を図っていく。また、電話での照会や相談については、常時窓口を開設し、相互理解に基づいた対応しやすい雰囲気づくりの手法等について検討していく。</p>
<p>(2) 地方機関の出納員研修について</p>	<p>出納事務の適正化を図るためには、出納員等への研修は不可欠であるが、現在、出納局で行っている出納員研修は、毎年4月の新任及び現任職員を対象とした約半日間の研修</p>	<p>地方出納員の研修については、毎年4月、新任及び新任現任合同研修会を一堂に会し1日で開催している。職務権限・心構え・審査の仕方など必修事項を内容として</p>
<p>3 地方機関における出納員の配置と内部統制について</p>	<p>(1) 出納機関としての役割と取組について</p> <p>適正な財務会計運用のためには、執行機関と出納機関の相互牽制作用が重要であるが、地方機関では出納員が両機関の機能を担っている。それぞれの機関の立場でチェック機能を果たしていくことが必要であるが、多忙時は審査が不十分となりケアレスミス等の発生が懸念される。このため、地方機関の出納員が執行機関と出納機関のそれぞれの立場で適正に決裁・審査することが必要</p>	<p>のみである。一方、地方機関では日々出納事務がなされており、庶務経験が全くない出納員や会計職員も着任後即日実務に携わらなければならない実情にある。</p> <p>このようなことから、職員の実務経験に即した習熟度別研修、知事部局・学校・警察署等の組織別研修、合同庁舎単位での研修、次席の出納員に対する研修等の実施とともに、実施時期や期間についても、研修に参加する職員の実情を踏まえて、より参加しやすくするなど、研修の実効性が上がるよう努めるべきである。</p>
<p>(3) 「審査事務の手引き」及び「会計事務の手引き」について</p>	<p>「審査事務の手引き」と「会計事務の手引き」は、審査等の手順や会計制度の基本的事項等を掲載しており、出納員及び会計職員にとって重要なマニュアルとなっている。このような中で、今後さらに使いやすいマニュアルが必要との意見が多く見られたことから、内容のわかりやすさに留意しながら、「出納員業務に集約した印刷物の作成」、「間違い事例の周知」、「Q&Aの充実と項目整理」、「わかりやすい目次の整理」等の整備を図るべきである。</p>	<p>「審査事務の手引き」及び「会計事務の手引き」については、制度の改正等を踏まえて適宜改訂しているところだが、今後の改訂の際には、改善要望を踏まえながら進めていく。</p>
<p>(2) 地方機関の出納員研修について</p>	<p>執行機関と出納機関がそれぞれの視点で適正な会計事務を行うことができればよう研修等を通して、さらに周知徹底をしていく。</p>	

<p>であり、常に執行機関側の決裁（支出命令）を終えた後に出納機関側の決裁（支払審査）を行うよう、研修等でその徹底に努めるべきである。また出納員の具体的な任務を確実に認識できるよう、上述のとおり、研修内容や手引きの充実等を図るべきである。</p>	<p>宮城県監査としては、これまで内部統制の取組を各機関に促してきたところであり、総務部及び出納局等において関係する取組が始まっていることを評価するものである。今後各地方機関においては、それらの取組や他機関の先行例を参考にするとともに、出納局及び各地方機関主務課と一体で、各地方機関に相応しい内部統制の取組検討に努めるべきである。</p> <p>加えて庁内全体の内部統制に関するシステムについては、今後行政改革の取組の中で、実効あるシステム構築が図られることを望むものである。</p>	<p>内部統制の確立については、平成25年度に総務部及び出納局において検討に着手したところであり、今後、さらに内部統制の取り組みを進めていく。</p>	<p>(1) 財務・会計システムについて 現在の財務・会計システムについては、さらに使いやすいシステムにすべきとの意見が多く確認されたことから、システムを所管する出納局等においては、「利用時間の延長」、「処理及び接続速度のアップ」、「タスキング機能の付加」、「支払等の処理時期のお知らせ機能の付加」、「旅費入力システムの改善」等を検討すべきである。</p> <p>(2) 地方機関における出納事務 今回の行政監査において確認された地方機関の意見や要望について、各関係部局においては、真摯な対応に努める必要がある。</p>
<p>務の考 え方等 につい て</p> <p>具体的には、これまで述べたように、財務・会計システムの改善、研修の充実、手引き等の充実、相談・支援体制の充実等に積極的に取り組むべきである。また一部の機関で見られた極めて多忙な職員への出納員任命については、今後実情を踏まえた弾力的な対応を望むものである。なお、地方における出納専任機関の廃止から10年以上が経過した中で、再び同様の機関設置を望む意見も見られたが、これまでの行政改革の取組の経緯、現在の震災復興に係るさらなる人員確保の必要性等の観点から、現時点での設置は適切でなく、まずは既述した各般の取組に努めるべきと考える。</p> <p>今後地方機関及び本庁を通じて一層の適正な会計事務執行がなされるとともに、本県に相応しい内部統制の取組が推進されることを期待し、平成25年度行政監査の意見とする。</p>	<p>「宮城県警察の地方機関の出納事務のあり方について」</p>	<p>監査委員の意見</p> <p>宮城県監査としては、これまで内部統制の取組を各機関に促してきたところであり、総務部及び出納局等において関係する取組が始まっていることを評価するものである。今後各地方機関においては、それらの取組や他機関の先行例を参考にするとともに、出納局及び各地方機関主務課と一体で、各地方機関に相応しい内部統制の取組検討に努めるべきである。</p> <p>加えて庁内全体の内部統制に関するシステムについては、今後行政改</p>	<p>地方機 関におけ る出納員 の配置と 内部統制 について</p> <p>内部統 制を進め るための 取組につ いて</p> <p>措置状 況</p> <p>新任会計課長研修会、新任会計職員研修会、県下警察署会計課長等会議、会計職員研修会を開催し、担当職員等の事務能力の向上を図っている。</p> <p>前年度の監査事務局、指導検査室による検査結果を基に指摘・指導事項が多い所属、新任会計課長の所属に対し、現年度を対象とした監査を実施している。</p>

車の取組の中で、実効あるシステム構築が図られることを望むものである。

正 誤

○宮城県公報第二五五二号（平成二十六年四月二十二日付け）中

正

誤

四

下

一八

石巻市小船越字川前無番地仮設追

波川河川団地二一三号

石巻市小船越字川前無番地仮設追

波川河川団地二一三号

石巻市小船越字川前無番地仮設越

波側河川団地二一三号

石巻市小船越字川前無番地仮設越

波側河川団地二一三号